

令和5年3月24日

令和5年登米市議会定例会 3月特別議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

議案第46号	令和4年度登米市一般会計補正予算（第12号）
議案第47号	令和4年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
議案第48号	令和4年度登米市介護保険特別会計補正予算（第6号）
議案第49号	令和4年度登米市水道事業会計補正予算（第8号）
議案第50号	令和4年度登米市病院事業会計補正予算（第8号）
議案第51号	令和4年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第5号）

本案は、議案第46号令和4年度登米市一般会計補正予算（第12号）から議案第51号令和4年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第5号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8億206万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ473億9,778万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、公共施設等維持補修基金積立金5,257万円などを増額する一方、各種事業の確定などに伴い、ふるさと応援基金積立金1億3,422万円、生活保護費7,707万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業7,019万円を減額するほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業の中止等による現段階における影響額などを各款にわたり減額して計上しております。

歳入では、地方消費税交付金2,327万円、建物・自動車損害共済金などの諸収入7,115万円を増額する一方、生活保護費負担金などの国庫支出金2億3,874万円、ふるさと応援寄附金1億5,000万円、財政調整基金などの繰入金3億3,789万円などを減額して計上しております。

また、繰越明許費補正として追加2件、変更4件、地方債補正として、変更14件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、保険給付費など2億7,203万円の減額を、介護保険特別会計の歳出で保険給付費など2億6,462万円の減額を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、資本的収入5,169万円、資本的支出5,518万円を減額するほか、企業債補正として変更1件を計上し、病院事業会計で、病院事業収益1億1,786万円を、老人保健施設事業会計で、老健事業収益103万円をそれぞれ増額して計上しております。

議案第52号	令和5年度登米市一般会計補正予算（第1号）
--------	-----------------------

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億2,744万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ445億616万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業5億2,687万円などを増額して計上しております。

歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金などの国庫支出金5億2,459万円、諸収入として新型コロナウイルスワクチン接種費用負担金227万円などを増額して計上しております。

議案第53号	登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
--------	---------------------------

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、県の取扱いに合わせ、出産育児一時金を産科医療補償制度の掛金を含めた額とするため、本条例の一部を改正するものであります。
（新旧対照表5ページ）

議案第54号	財産の処分について
--------	-----------

本案は、登米市登米町登米字日野渡地内の土地を処分（譲渡）するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号関係

登米市国民健康保険条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第4条 (略) (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第16条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略) (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。<u>ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第16条 (略)</p>